

平成26年12月25日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取消しを求め、ということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人と利害関係人は、平成〇年〇月〇日に離婚したものであるところ、利害関係人・Aは、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣から事務の委任を受けた日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、厚生年金保険法(以下「法」という。)第78条の2第1項所定の対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求した(以下、この請求を「本件請求」という。)

2 機構は、本件請求に基づき、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、標準報酬改定通知書(厚生年金保険制度)(第3号被保険者期間に係る年金分割のお知らせ)により、標準報酬改定年月日を平成〇年〇月〇日として、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間及び平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間に係る同人の標準報酬月額及び標準賞与額を改定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 平成20年4月1日以降に被扶養配偶者である期間がある場合について、厚生年金保険の被保険者(被保険者であった

者を含む。以下「特定被保険者」という。)が被扶養配偶者を有する場合においては、当該被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、当該特定被保険者が負担した保険料は、当該特定被保険者と当該被扶養配偶者が共同で負担したものであるという基本的認識の下、特例が設けられている。すなわち、夫婦の一方が特定被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、按分割合の範囲を算定するに当たっては、特定被保険者が被保険者であり、かつ、被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者であった期間(平成20年4月1日以後の期間に限られる(平成16年改正法附則第49条)。以下「特定期間」という。)に係る被保険者期間の各月ごとに、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額を、特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる旨規定している。

2 法第78条の2第1項は、第1号改定者又は第2号改定者は、離婚等をした場合は、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。)に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができる旨規定し、法第78条の20第1項は、特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等をした場合において、法第78条の14第2項及び第3項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として法第78条の2第1項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、法第78条の14第1項の請求があったものとみなす旨規定している。

3 請求人と利害関係人は、平成〇年〇月〇日に和解離婚したと認められるところ、利害関係人から法第78条の14第

1項の規定に基づく本件改定請求（以下「3号分割請求」という。）がなされたことを受け、保険者が原処分をしたものである。そうして、3号分割請求は、特定被保険者（本件においては請求人）の被扶養配偶者（本件においては利害関係人）が、当該特定被保険者との特段の合意なしに請求でき、当該請求があった場合においては、平成20年4月1日以後の特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額は、それぞれ当該特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額に改定され、及び決定され、特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額が同一と被扶養配偶者と同額で分割される仕組みとなっているところ、原処分は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間及び平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間（利害関係人の第3号被保険者期間であって、かつ、特定期間）の各月ごとに、請求人及び利害関係人の標準報酬月額及び標準賞与額が、それぞれ請求人の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額に改定及び決定したものであって、原処分それ自体は、法第78条の14第1項ないし第3項及び平成16年改正法附則第49条の規定に則って適法になされていると認められる。

4 請求人は、平成〇年〇月〇日に成立した和解においては、請求人と利害関係人は、和解条項のほか他に何らの債権債務のないことを相互に確認し、これが和解条項の7として記載されており、第3号被保険者期間に係る年金分割については、和解条項に何らの記載がないから、請求人は、3号分割請求をすることができないと主張する。本件記録によると、平成〇年〇月〇日に成立した和解の和解調書中の和解条項の7には「控訴人（注：請求人）と被控訴人ら（注：利害関係人及びB）は、本件について和解条項のほか他に何らの債権債務のないことを相互

に確認する。」との合意が記載されていることが認められる。人事訴訟の和解においては、実務上、訴訟物又は訴訟物以外の権利関係について、和解条項中に明示的に含まれていない権利関係を、包括的清算条項をもって清算する趣旨を記載することが多い。そして、無限定の包括的清算条項は、実務上、債権者が訴訟物以外にも請求権の存在を主張している場合、債務者が反対債権を訴訟内外で主張している場合、双方が互いに予期せぬ請求を持ち出される不安を感じている場合等に作成するのであるから、当該訴訟物の残余部分だけでなく、訴訟物以外のすべての法律関係についても相互に請求権がないことを合意したものと解される。しかしながら、本件の和解条項の7は「本件について」との文言を冠しており、この趣旨は、当該清算条項が訴訟物であると認められる請求人の離婚請求権及び不法行為による損害賠償請求権に係る債権債務についての清算条項である旨を明らかにしたものと解される。そもそも、3号分割請求をする権利は、特定被保険者（請求人）の被扶養配偶者（利害関係人）が、法律上当然に、保険者に対して有する権利であり、その性質上、権利者による処分が許されないものである。請求人の上記主張は、3号分割請求をする権利を、特定被保険者とその被扶養配偶者との債権債務関係であるとする誤った見解に基づくものであって、採用することはできない。原処分は、上記1及び3で示したように適法になされているのであるから、本件再審査請求は棄却を免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。